

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン

I. 背景・趣旨

- 平成 18 年以降のフリーター・ニート等を対象とした再チャレンジ施策や、経済環境の変化等により、就職氷河期世代¹に概ね該当する現時点で 35 歳～44 歳の層の就業状況は、10 年前（当時 25 歳～34 歳）と比べ、フリーター等の数は約 36 万人の減少、無業者数は概ね横ばいとなっている。（他の世代と同水準）²
- 一方、引き続き不安定な就労、無業の状態にある方も一定数おり、そのような方については、
 - ・学卒時に不安定な就労、無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。
 - ・また、加齢（特に 35 歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、安定した職業に転職する機会が制約されやすい。
 - ・不安定な就労状態にあるため、収入が低く、将来にわたる生活基盤やセーフティネットが脆弱。
 といった課題を抱えられていると考えられる。
- 就職氷河期世代は、その就職期が、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、未就職、不安定就労等を余儀なくされ、引き続きその影響を受けている方々であり、政府としてその活躍に向けて支援していく必要がある。

II. 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 上記のような現状認識を踏まえ、政府として就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための 3 年間の集中プログラムをこの夏までにとりまとめることとしているが、厚生労働省としては、以下のような施策を実施することにより、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現につなげる。主要事項は次のとおり。

1. 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

（1）都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成【新規】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテクセンター、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関等からなる、各界一体となって就職氷河期世代の活躍の促進を図る都道府県レベルのプラットフォームを構築し、

¹ 概ね 1993（平成 5）年～2004（平成 16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019 年 4 月現在、大卒で概ね 37～48 歳、高卒で概ね 33 歳～44 歳に至る。

² なお、この世代の不本意非正規の割合（平成 30 年）は、14.1%となっている（全体：12.8%）。不本意非正規については、ハローワークにおける正社員就職の実現、無期転換ルールの周知やキャリアアップ助成金の活用、同一労働同一賃金の円滑な施行を通じた待遇改善などに取り組んでいる。

- ・都道府県ごとの事業実施計画・KPIの設定・進捗管理
 - ・就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
 - ・行政支援策等の周知
 - ・経済団体から参加企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等への積極的参加の呼びかけ
- 等の取組を実施する。

(2) 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現【新規】

自立相談支援機関、地域若者サポートステーション（サポステ）、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなる市町村レベルのプラットフォームを整備し、

- ・地域支援協議会の運営
- ・地域資源やニーズの把握
- ・関係機関の相互リファールによる対象者の適切な支援への誘導

等により、福祉と就職を切れ目なくつなぎ、支援対象者の就職・社会参加を実現する。

その際、職場見学、職場実習等の円滑な実施に向けた中小企業等の協力が得られるよう、配意する。

2. 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】

就職氷河期世代には、これまで不安定な就労を繰り返しており、自己評価が低い傾向にあることや、安定就労に向けてスキルアップや転職活動を行う時間的・経済的・心理的余裕がないことから、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる方々、そもそも、就労や正社員を目指すこと自体をあきらめている方々が一定数存在すると考えられる。

そこで、御本人や、その御家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということの効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた戦略的な広報を展開する。

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等がいるが、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様である。

このことを前提に、上記2の広報活動等により活用可能な支援メニューを発信し、1(2)のプラットフォームの下で、課題・支援ニーズの的確な見立てや、ふさわしいプログラムに誘導するアウトリーチ型の支援体制を整備した上で、以下の支援プログラムを効果的、きめ細かく組み合わせ、展開を図る。

【安定就職に向けた支援プログラム（不安定な就労状態にある方などの活用を想定）】

（１）民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援【新規】

特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業の創設を検討する。

（２）ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施【新規】

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

（３）業界団体等と連携し、短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援【新規・拡充】

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース（仮称）」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等（例．運輸・建設関係）の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。

また、主に雇用保険を受給できない方を対象に行っている訓練（求職者支援訓練）のうち、実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格等を取得できる訓練コースについては、訓練期間の下限（３月以上）の緩和を行う。

（４）働きながらも無料で受講可能な訓練の提供【新規・拡充】

「短期資格等習得コース（仮称）」において、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。

また、雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の方等であっても、資格取得などによる安定就労の実現を可能とするため、求職者支援訓練においてこれらの者を対象とした柔軟なコース設定が可能となるよう１日当たりの訓練時間の下限（原則５時間以上）の緩和等を行う。

（５）就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進【新規・拡充】

「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」を活用し、今後も就職氷河期世代（助成金の対象労働者）の正社員就職を促進すべく、以下の取組を進める。

- ・就職氷河期世代限定求人の開拓、確保
- ・就職氷河期世代限定面接会の開催
- ・人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催 等

また、都道府県レベルのプラットフォームを通じて、経済団体の傘下企業に対して、上記求人の確保、面接会の参加の呼びかけを行う。

助成金の対象者要件等について、より積極的な活用を促進する観点から見直しを行う。

(6) 職場での実務を通じて適性や能力を摺り合わせる機会、座学と実務による訓練機会の提供【継続・拡充】

安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職等に結びつける機能を担っているトライアル雇用助成金について、今後、より有効に制度の活用促進を図るための周知徹底に取り組む。

企業内での実務(OJT)と教育訓練機関等での座学(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、人材開発支援助成金により訓練経費及び賃金の一部を助成しているところであり、事業主がより柔軟に対応できる訓練の実施を促進するため、支給要件の緩和を行う。

【就職実現に向けた基盤整備に資するプログラム（長期にわたり無業の状態にある方などの活用を想定）】

(7) 地域若者サポートステーションの取組強化【新規・拡充】

就職氷河期世代で長期にわたり無業の状態にある方が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難さや複合的な課題を踏まえ、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーションの専門知見を積極的に活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せにより支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。また、「出口」でのハローワーク就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図ることで、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方の実現を強力に推進する(サポステ・プラス(愛称))。

【社会参加実現に向けたプログラム】

(8) 支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関(市域に設置)を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター(県域に設置)がより強固にバックアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

(9) 地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよ

う、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

【関連施策】

(10) 短時間労働者等への社会保険の適用拡大【拡充】

社会保険の適用拡大は、就労支援や職業的自立の促進等とあいまって、様々な形態で就労したことが医療や年金等の保障の確保につながり、就職氷河期世代の不安定な就労、無業の状態にある方の自立支援にも重要な役割を果たすことも踏まえ、次期年金制度改正に向けて短時間労働者等への更なる適用拡大を検討する。